

尾張旭市議会議場説明用持込物品等に関する申し合わせ事項

(令和元年11月15日 議会改革推進特別委員会調製)

(令和6年2月7日 議会運営委員会確認)

- 1 この申し合わせ事項は、本会議における一般質問において、説明のため議場に持ち込んで使用する、パネル、タブレット端末機、写真その他の物品及び紙資料の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 この申し合わせ事項における用語の定義は、次のとおりとする。
 - (1) 説明用持込物品等 本会議における一般質問において説明のため議場に持ち込んで使用する、パネル、タブレット端末機、写真その他の物品及び紙資料をいう。
 - (2) 説明用パネル等 説明用持込物品等のうち、説明のため議員が使用するパネル及びタブレット端末機をいう。
 - (3) 説明用紙資料 説明用持込物品等のうち、説明のため議員が使用する写真、新聞紙、書籍の類その他印刷物をいう。
 - (4) 説明用持込物品 説明用持込物品等のうち、説明用パネル等及び説明用紙資料を除いた一切の物品をいう。
- 3 説明用持込物品等の使用に当たっては、次に掲げる事項を基本とする。
 - (1) 説明用持込物品等の使用は、発言の内容について相手方の理解を高めることを旨として、あくまでも説明の補助手段であること。
 - (2) 説明用持込物品等の使用は、必要な範囲内に限ること。
 - (3) 説明用持込物品等の内容が著作権その他の知的財産権を侵害しないものであること。
 - (4) 説明用持込物品等の内容が通常他人に公表されたくない個人情報を含まないものであること。
 - (5) 発言にあたっては、説明用持込物品等を参照しなくても会議録を読んで当該発言の趣旨が理解できるように努めること。
- 4 説明用パネル等又は説明用紙資料を使用しようとする者は、当該質問日の前日（市の休日を除く。）の午後5時までに、議長に物品を添えて口頭で申し出し、承認を受けなければならない。
- 5 説明用持込物品を使用しようとする者は、議長に物品を添えて使用申請書を提出し、承認を受けなければならない。
- 6 次の各号のいずれかに該当する物品については、説明用であっても議場に持ち込むことができない。
 - (1) 生き物

- (2) 液体
- (3) 危険物
- (4) 飛散するもの
- (5) 銃刀等、法で所持が禁止されているもの

7 議長は、承認の申請が次に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、承認をしてはならない。

- (1) 説明用持込物品の内容が著作権その他の知的財産権を侵害すると認められるもの
- (2) 説明用持込物品の内容が個人又は団体の権利利益を侵害すると認められるもの
- (3) 説明用持込物品の内容が公序良俗に反すると認められるもの
- (4) 説明用持込物品の内容が広告、宣伝、勧誘その他の営利又は宗教活動を目的とする内容を含むと認められるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、説明用持込物品の内容又は使用方法が適当でないとして認められるもの

また、議長は、これらに規定する要件に該当するかどうか疑義があるとき、その他必要があると認めるときは、議会運営委員会の意見を聴くことができる。

8 議長は、承認を受けた者がこの申し合わせ事項の規定の趣旨に違反することとなったときは、その承認を取り消すことができる。

9 この申し合わせ事項に定めるもののほか、説明用持込物品等の取扱いに関し必要な事項は、議長が別に定める。